

環境影響評価法に基づく準備書手続について

奈良線第2期複線化事業は、環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業であり、法に基づき準備書の審査を行うこととなります。以下に、法と京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」）との相違点を整理しました。

法及び条例手続の相違点

	条例	法
手続の運用	京都市	京都府
準備書の提出先	京都市長	京都府知事・関係市町長
公告・縦覧の実施主体	京都市長	事業者
意見募集者	京都市長	事業者
住民意見の通知先	京都市長 → 事業者	事業者 → 府知事 → 市町長
住民意見に対する事業者見解	必須	規定なし
説明会の開催	市内1箇所以上	市町毎（事業者が必要と認める場合）
環境保全の見地からの意見	京都市長 → 事業者	関係市町長 ↳ 京都府知事 → 事業者

奈良線第2期複線化事業に係る準備書の手続で本市が行うことは、京都府知事からの依頼に基づき、準備書に対する意見（京都市域に限る。）を回答するため、京都市環境影響評価審査会を開催し、市長意見を形成することです。

- 平成26年度第4回京都市環境影響評価審査会（1回目）
 - ・ 諮問
- 京都市環境影響評価審査会 小委員会
 - ・ 事業者による準備書等の説明
 - ・ 質疑応答
 - ・ 準備書の審議
- 住民意見の概要受理
- 京都府知事からの意見照会
- 平成27年度第1回京都市環境影響評価審査会（2回目）
 - ・ 準備書の審議
 - ・ 答申案の審議
- 市長意見を府知事へ送付